**平成２４年（フ）第２４８号**
大阪府泉大津市板原町５丁目11番36号
債務者　梅本　敬一
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第２４９号**
大阪府泉佐野市南中安松1553番地207、前住所大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地70棟503号
債務者　本市　　勉
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第２５１号**
大阪府貝塚市橋本106番地４－１棟503号、前住所大阪府貝塚市鳥羽165番地30
債務者　大西美枝子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第２５７号**
大阪府泉北郡忠岡町忠岡中１丁目11番25号ロイヤルコーポ忠岡201、前住所京都府城陽市平川横道81番地の６
債務者　森島　透子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第２５８号**
大阪府岸和田市藤井町３丁目３番７号
債務者　生花装飾はらこと　原　　稔
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第２６０号**
大阪府岸和田市別所町２丁目10番28号ランコントル別所101号、前住所大阪府岸和田市南町56番１号
債務者　濱口　智史
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第２６５号**
大阪府岸和田市磯上町２丁目１番20号マイトレヤ和田Ｄ棟102号、前住所大阪府泉大津市宮町９番40―３号ポライトリー102号
債務者　坂本　健一
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２３年（フ）第２９８号**
奈良市鶴舞西町２番10―Ｂ―308号
債務者　仲地　陽子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
奈良地方裁判所

**平成２４年（フ）第８２号**
広島県福山市新涯町４丁目10番35―３号　ハイツさらがいＣ
債務者　青木　和夫
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２４年（フ）第１３５号**
香川県高松市藤塚町６番地15
債務者　重倉　弘子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２４年（フ）第４１号**
長崎県諫早市宇都町15番62号　尾上アパート３号、前住所大分県玖珠郡玖珠町大字帆足2494番地
債務者　片岡　　学
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２４年（フ）第２０号**
山口県山陽小野田市赤崎２丁目３番12号
債務者　藤山　優子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２４年（フ）第５４号**
山口県宇部市大字西岐波1535番地16
債務者　村上　健治
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２４年（フ）第５５号**
山口県宇部市大字西岐波1535番地16
債務者　村上　智彦
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２４年（フ）第３０２号**
千葉県船橋市三咲５丁目12番20号　ハッピーライフ三咲104号
債務者　高橋　眞一
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第３８８号**
千葉県船橋市藤原３丁目９番24号
債務者　磯崎　国彦
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第４０４号**
千葉市中央区松波２丁目24番３号松波県営住宅１棟204号
債務者　藤井　雅人
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係